

「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)

(平成22年6月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」)

※**検定試験**:社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

検定試験の意義や評価の必要性

チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標等の確認、継続的な学習意欲の喚起など様々な意義を有しており、また、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現という面からも、一定の役割を果たしている。検定試験の評価は、こうした検定試験について質の維持向上や信頼性の確保を図り、人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進を目指すものである。

検定試験の評価手法

- 自己評価が開始されることが重要。その上で、類似する検定事業者間での評価(関係者評価)や、第三者機関による評価(第三者評価)といった外部評価が行われることを期待。
- 当面は、特に試験の効果が全国に及ぶ検定試験において取り組まれることが期待され、中長期的には各地域で実施されている様々な検定試験に広がり、試験により測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境の構築が望まれる。

検定試験の評価の視点と内容

- ①**実施主体**(組織形態や財務基盤、情報公開等) ②**実施内容**(検定試験の目的・内容、測定手法、審査・採点基準等)
- ③**実施手続**(事前準備、試験の実施体制、事後対応等) ④**検定結果の活用促進**(合格証等の発行、関連情報の提供等)
- ⑤**継続的な学習支援**(過去問題・類似問題等、受検者の知識・技能レベル等の情報提供等)

情報公開

検定事業の透明性や試験の信頼性確保の観点から、必要な情報がわかりやすく示され、誰もが容易にアクセスできることが重要。

今後の取組

- 検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要。
- 類似分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点で行う「関係者評価」、評価の客観性や専門性、透明性等を確保する観点から、第三者評価機関による評価(「第三者評価」)が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することを期待。
- 国としては、こうした取組が進むよう、検定事業者等への働きかけや、評価手法等についての調査研究の実施、関係情報の提供など、必要な支援を継続的に推進。

ISOにおける非公式教育・訓練サービスの国際標準化について

国際標準化の動き

ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) は、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、電気及び電子技術分野を除く全産業分野に関する国際規格の作成を行う民間の組織。ISOにおいては、ドイツの提案を契機に、平成18年より、「非公式教育・訓練のための学習サービス」についての国際規格の開発を開始し、**2010年9月1日、ISO29990「非公式教育・訓練のための学習サービス – サービス事業者向け基本的要求事項」**として規格発行。(国内審議委員会での審議には、文科省、厚労省、経産省もオブザーバーとして参加。) 現在、認証スキームの実証実験(国内審議委員会の関与する認証スキームに基づく国内最初の認証)により、国内の事業者に対して認証が付与されるなど、国内における運用体制の構築に取り組んでいるところ。

また、2009年、中国より「非公式教育・訓練のための学習サービス」のうち、「語学学習サービス」についての国際規格(ISO29991)の開発が提案されたことを受け、現在、検討を開始したところ。

ISO29990の概要

◆規格の目的

非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者における質の高い専門的な業務及びパフォーマンスのための汎用モデル及び共通の枠組みを提供すること、及び、学習サービスの利用者が学習サービス事業者を選択することを支援すること

◆適用範囲

非公式教育・訓練における学習サービス及び学習サービス事業者のための基本的要求事項

※非公式教育: 組織化された教育活動で、確立され社会に認知された公式な初等、中等又は高等教育制度以外のもの(例: 職業訓練、生涯にわたる学習、社内研修等)

◆学習サービスについての要求事項

学習ニーズの明確化、学習サービスの設計、学習サービスの実施、学習サービス提供のモニタリング、学習サービス事業者によって行われる評価

◆学習サービス事業者のマネジメントについての要求事項

一般マネジメント要求事項、戦略及びビジネスマネジメント、マネジメントレビュー、予防処置及び是正処置、財務管理及びリスク管理、人事管理、コミュニケーションマネジメント(内部/外部)、リソースの割り当て、内部監査、利害関係者からのフィードバック

認定社会通信教育について

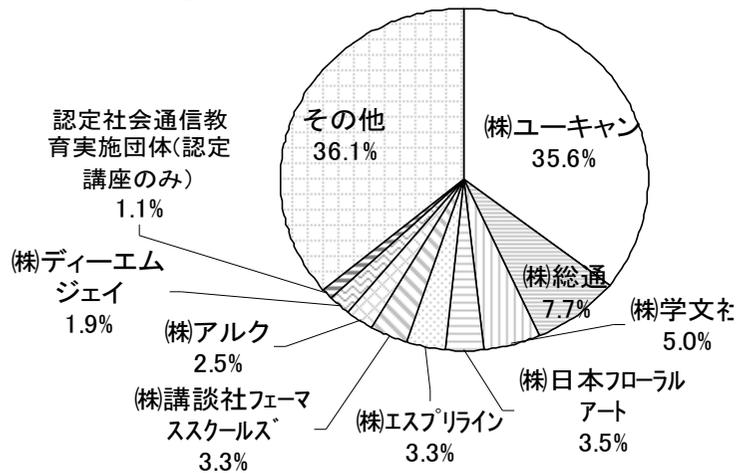
- ・平成23年度は、27団体が112講座を開設し53,178人が受講。前年比△5講座、△15,198人。
- ・受講者は、昭和45年の122万人をピークに減少傾向。

- メリット** 講座単価が安価、第4種郵便による割引、国の認定による信頼性、矯正施設での優先採用等
- デメリット** 認定・変更が煩雑で時間がかかる(教材改訂を敬遠)、年次報告などの事務負担、

国の関与

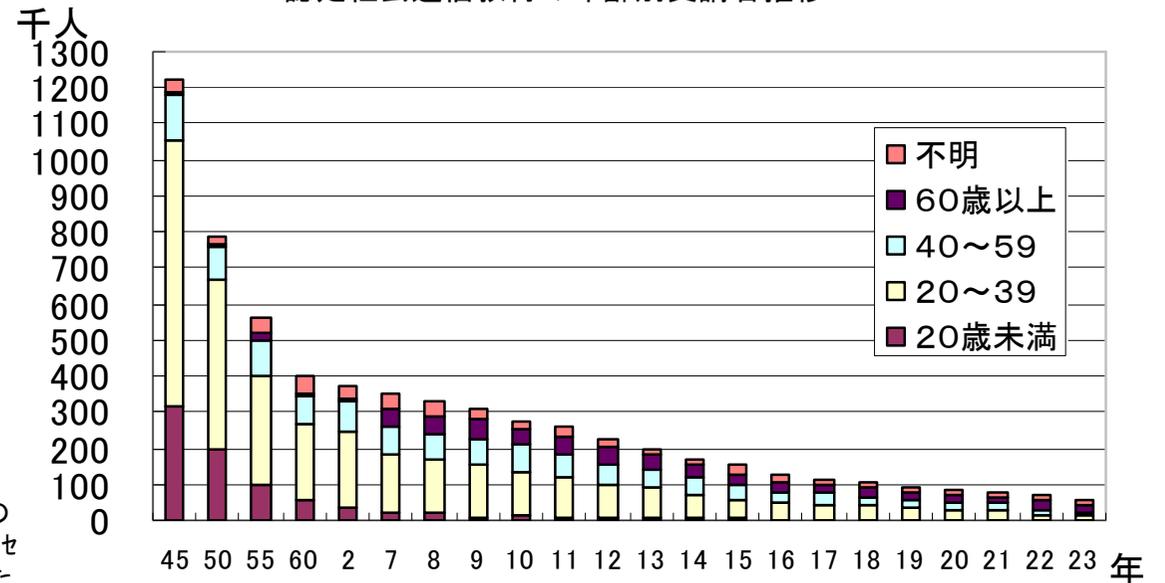
- ・認定社会通信教育制度により、通信教育の質の確保や社会的通用性を確保。
- ・戦後の復興の方策として、学校法人、民法法人格を有する団体が実施する講座を対象に国主導で振興(広報、財政支援、表彰)。現在は、認定と表彰、パンフレットによる広報、関係団体との連携・協力(表彰式等への出席等)が中心。
- ・文部科学大臣賞の授与による受講者の学習意欲の維持・向上。
- ・(財)社会通信教育協会への指導、助言等。

通信教育市場における売上高割合



※「通信教育市場における売上高割合」は(株)富士経済調査(通販・eコマースビジネスの実態と今後2010 - 2011 市場編)から、主に子ども向け講座を提供している(株)ベネッセコーポレーション、(株)Z会を除き、文部科学省認定社会通信教育の団体を加えて算出したもの。

認定社会通信教育の年齢別受講者推移



「ジョブ・カード制度」について

ジョブカード:職務経歴、学習歴・訓練歴等の他に、ご本人が職業訓練や職務の中で得た具体的な職業能力やご本人の長所等について、一定の講習を受けたキャリア・コンサルタント等が明確化し、客観的に記述した情報がまとめられたシートです。

OJT等の実践的な職業訓練を受講した場合は、訓練実施企業等による職業能力評価の結果も記載されます。

ジョブ・カード制度とは、広く求職者、在職者、学生等を対象に、自らの職業能力を高め、それを証明できるよう、ジョブ・カードを次のように活用する仕組みを総称するもの。

● ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受けることにより、職業意識やキャリア形成上の課題の明確化、自律的な職業選択やキャリアの方向付けを促すとともに、職業訓練の評価等を記載する職業能力証明ツールとしてのジョブ・カードを就職活動等に活用する。

● OJT等の実践的な職業訓練により職業能力の向上を図るとともに、訓練実施企業による職業能力評価等を行い、その結果が記載されたジョブ・カードを就職活動等に活用する。

